

日本潜在心理学会 会 則

第1条（名称及び組織）

本会は、主として心の苦悩・苦痛など心理的な抑圧・ストレスによって起こる心身の不調・問題行動などの自覚意識を人間の意識深層に存在する潜在意識・潜在心理、さらに胎内意識・胎内心理、超潜在意識・超潜在心理、宇宙意識・宇宙心理まで解明し、人間行動の真理と本質を探究する者によって組織され、「日本潜在心理学会」と称する。以下、本会と称す。

第2条（本部事務局）

本会は、総本部を福岡市中央区大名2丁目4番5号1階に置く。

関東本部を茨城県つくば市島名3657番5号に置く。

第3条（支部）

本会は理事会の議決を経て、必要に応じ支部をおくことができる。

第4条（総則）

日本潜在心理学会は次の精神と理念を完遂する。

- (1) 川上光正が研究開発し、理論構築した人間の意識深層に存在する潜在意識・潜在心理、胎内意識・胎内心理、さらに超潜在意識・超潜在心理、宇宙意識・宇宙心理まで学修し検証する。
- (2) 人間行動の真理と本質を探求するための潜在心理分析及び超潜在心理分析さらに宇宙意識の分析まで実践、研究する。
- (3) 本会は潜在心理カウンセラー協会を傘下組織とし、互いに協力して連携を計る。

第5条（目的）

本会は、心の苦悩や苦痛など心理的抑圧及び不調・問題行動などの自覚意識をもつクライアントに対し、潜在心理学、超潜在心理学、ヨガ健康学、ヨガ修法学、及び精神哲学、ウパニシャッド哲学に基づいて、人間精神・心理の解明と開発及び潜在心理療法を行う「メンタルセラピスト」、潜在心理療法・胎内心理療法・前世心理療法を行う「ソウルヒーラー」を養成し資格を認定する。また会員の知識・技能向上、会員相互の交流を図る。さらに「メンタルセラピスト」「ソウルヒーラー」の社会的地位を高め、医療・教育・福祉の分野など地域社会に貢献することを目的とする。

第6条（事業）

本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 潜在心理療法を行うメンタルセラピストの養成及び資格認定
- (2) 潜在心理療法・胎内心理療法・前世心理療法を行うソウルヒーラーの養成及び資格認定
- (3) 潜在心理学、超潜在心理学、ヨガ健康学、ヨガ修法学、及び精神哲学、ウパニシャッド哲学を学び深める研修会の開催
- (4) 資格認定者の倫理教育の指導
- (5) 資格認定者の知識・技能向上を目的とした研究会及び発表会の開催
- (6) メンタルセラピストの職域開発及び拡大
- (7) 会報・ニューズレター及び研究論文集の発行、発刊
- (8) 地域や公的機関での奉仕活動
- (9) その他、本会の目的を達成するための事業

第7条（会員の種類）

会員は、本会の目的及び事業に関心を持ち賛同する者で、次に掲げる専門的資格認定を受け研究に取り組む者、又は理事会の承認を得た会員とする。

- 資格認定会員：以下の通り
 - (1) 潜在心理カウンセラーの資格認定会員
 - (2) メンタルセラピストの資格認定会員
 - (3) ソウルチャネラーの資格認定会員
 - (4) ソウルヒーラーの資格認定会員
- 一般会員：潜在心理を学修し知識の向上を目指す者
- 賛助会員：本会を援助するため、理事会の承認を得た個人及び団体

第8条（入会）

本会に入会しようとする時は、別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会及び倫理審査委員会の承認を得なければならない。ただし、会員が推薦した者は、入会の手続きを要せず、本人の承認をもって会員となる。

第9条（会費）

- (1) 資格認定会員及び一般会員は、別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- (2) 納付済の会費はいかなる事由があってもこれを返還しない。

第10条（会員の活動）

- (1) 資格認定会員及び一般会員は、研究論文を日本潜在心理学会及び日本潜在心理カウンセラー協会で発表することができる。
- (2) 一般会員は、資格認定者の専門部会で研修を受けることができる。
- (3) その他、本会の事業に協力する。

第11条（退会）

会員が退会しようとするときは、退会届を理事長に提出しなければならない。

第12条（会員資格喪失）

会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失うものとする。

- (1) 死亡したとき
- (2) 退会の申し出をしたとき
- (3) 除名されたとき

第13条（除名）

会員が次の各号の一つに該当するときは、理事会で3分の2以上の議決を経て会長がこの者を除名できるものとする。

- (1) 会費を1年以上滞納したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、または本会の目的に反する行為及び不法行為があったとき

第14条（役員）

本会の事業を運営するために次の役員をおく。

- | | |
|-----|------|
| 会長 | 1名 |
| 理事長 | 1名 |
| 理事 | 4名以上 |
| 監事 | 1名以上 |
| 書記 | 1名 |
| 事務局 | 1名 |

第15条（役員を選任）

- (1) 役員選任にあたっては、全役員の過半数の同意をもって承認とする。
- (2) 会長は、理事長が指名する。
- (3) 理事長は、理事の互選により決定する。
- (4) 理事は、資格認定会員、一般会員、賛助会員の互選により、総会でこれを選任し決定する。

第16条（役員の職務）

- (1) 会長は本会を代表し目的を達成するために会全体を統括する。
- (2) 理事長は、潜在心理学の理論的な枠組みを検証・確立し、本会の事業全体の企画、催事を統括する。また本会の目的を達成するために必要な意思決定の最高権限を有し、理事会の議長を兼務する。
- (4) 理事は理事会を組織し、この会則に定めるものの他、総会から委任された事項を議決し執行する。
- (5) 監事は本会の会計を監査し、必要がある時は理事会を招集することができる。
- (6) 書記は本会の議事録を作成し保存する。
- (7) 事務局は事務を統括する。

第17条（役員の任期）

会長、理事長、理事の任期は4年とし、監事、書記及び事務局の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

第18条（役員解任）

役員は本会の役員としてふさわしくない行為があった時、または特別の事情がある時は、その任期中であっても理事会の議決により、理事長がこの役員を解任することができる。

第19条（事務局）

本会の事務を処理するため事務局をおく。

- (1) 事務局には事務局長及び所要の職員をおく。
- (2) 事務局に関する事項は、理事会の承認を経て別に定める。

第20条（総会）

- (1) 定期総会は、原則として2年に1回開催する。
- (2) 定期総会は、資格認定会員、一般会員、賛助会員をもって構成し、過半数の出席で成立するものとする。（委任状を含む）
- (3) 臨時総会は、必要に応じ理事会の決議で召集することができる。
- (4) 総会の議長は理事長とする。

第21条（総会の議決）

総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席会員の過半数の同意をもって決定するものとし、可否同数のときは議長がこれを決定する。

第22条（役員会の議決事項）

次に掲げる事項は、役員会の議決を経なければならない。

- (1) 会則の改廃の承認
- (2) 事業報告及び収支決算の承認
- (3) 事業計画及び収支予算の決定
- (4) 除名会員の報告
- (5) その他、本会の運営に関する重要事項の承認

第23条（理事会）

- (1) 理事会は理事で構成し、必要に応じて理事長が召集する。また理事の過半数が開催を要請したとき、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- (2) 理事会は、理事の過半数の出席で成立するものとする。（委任状を含む）
- (3) 理事会の審議は、インターネットを利用して議決することができる。
- (4) 理事会は本会の事業及び催事を審議し承認する。
- (5) 理事会の議長は、理事長とする。

第24条（理事会の議決）

理事会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数の同意をもって決定するものとし、可否同数のときは議長がこれを決定する。

第25条（議事録）

すべての会議には、次の事項を記載した議事録を書記が作成し、議長及び出席者代表2名以上が署名捺印の上、これを保存する。

- (1) 会議の日時及び場所

- (2) 会員の現在数
- (3) 会議に出席した人数及び委任状の送付者数、その合計の人数
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過概要・要領ならびに発言者の発言要旨

第26条（部会及び委員会）

- (1) 本会は、第5条に規定する事業の円滑な運営を図るために、必要に応じ部会、委員会をおくことができる。
- (2) 部会及び委員会の種類、構成及び運営等については、理事会の議決を経て別に定める。
- (3) 部会及び委員会の決定事項は、理事会の承認を経て実行に移される。

第27条（倫理審査委員会）

倫理審査委員会は、必要に応じて理事長が召集することができる。倫理綱領は別に定める。

第28条（資格審査委員会）

資格審査委員会は、必要に応じて理事長が召集することができる。メンタルセラピスト及びソウルヒーラーの審査規程は別に定める。

第29条（資産の構成）

本会の資産は、次に掲げるものによって構成する。

- (1) 会員より徴収した入会金・会費（会費の詳細は別に定める）
- (2) 認定試験受験料
- (3) 資格認定料
- (4) その他事業に伴う収入
- (5) 賛助会員からの賛助金
- (6) 一般の賛同者よりの寄付金及び義援金
- (7) その他の収入

第30条（資産の管理）

前条の資産は理事長が管理し、その管理方法は理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第31条（経費の支出）

本会の経費は、前条の資産から支出する。

第 32 条（収支決算）

本会の収支決算は、毎会計年度終了後 5 ヶ月以内に理事長が作成し、収支決算書（財産目録）及び事業報告ならびに、会員の移動状況とともに、監事の監査に基づく意見をつけ、理事会及び総会の承認を受ける。

第 33 条（事業計画及び収支予算）

- (1) 本会の事業計画及び、これに伴う収支予算は、年度開始前に理事長が作成し、理事会の議決を経て総会の承認を受ける。
- (2) 前項の総会は、前条に定める収支決算の承認を受ける総会とすることができる。

第 34 条（会計期間）

本会の会計期間は毎年 9 月 1 日より翌年 8 月 31 日とする。

第 35 条（会計監査）

会計監査は法人の株式会社 A & A の顧問税理士が実施する。

<附則>

本会則は、平成 13 年 4 月 1 日に一部改正する。

本会則は、平成 22 年 4 月 1 日に一部改正する。

本会則は、平成 25 年 4 月 1 日に一部改正する。